

令和6年 第2回
小林市教育委員会
定例会

会 議 録

令和6年2月21日（水）

令和6年 第2回教育委員会定例会 会議録

- 1 日時 令和6年2月21日（水） 午後3時30分～
- 2 場所 小林市役所 3階 第3会議室
- 3 出席委員 中屋敷史生 大部菌智子 槇光子 園田貞哉 廣崎真美
- 4 参与職員 日高智子 園田恵津子 田村智宣 久保田恭史 山内寿朗
(調製職員) 池北諭子

5 説明職員

6 会議内容

開会 15:30

中屋敷教育長 それでは、ただいまより令和6年2月14日付け小林市教育委員会告示第2号で招集されました令和6年第2回小林市教育委員会定例会を開催したいと思います。

それでは、議事に入ります。

報告第4号 令和6年第1回市議会臨時会（2月議会）について説明をお願いします。

日高教育部長 報告第4号 令和6年第1回市議会臨時会（2月議会）について報告をいたします。2ページをお開きください。

2月5日に臨時会が開催されたところです。

議案第1号としまして、令和5年度小林市一般会計補正予算第11号についてでした。その中で、教育部に関する議案については、次の3ページに添付しております、本城原第2遺跡発掘調査事業費に係る予算の組み替えについてでございました。これにつきましては、まず事業の内容を説明した上で議案質疑の報告をした方が分かると思いますので、先に事業の内容についてご説明を申し上げます。

当初予算の際にも説明をしたところですが、この事業は畑地かんがい工事に伴う事業の予定地が、埋蔵文化構造地内にあるということで、文化財保護法によって試掘調査を行ったところです。

その結果、遺物が検出されたことによりまして、令和5年度に本発掘を実

施している事業でございます。

場所については、野尻町東麓の字本城原にあるところです。

実際、発掘作業を行ったところ、当初の想定を超える遺構や遺物が検出されました。このことから、本年度内に事業を完了するためには、社会教育課の専門員1名による遺構の実測等の業務が間に合わないということ、それから、試掘の段階では確認されなかった自然科学分析を必要とする遺物が多数出土し、専門の事業者による分析をするために、今回業務委託で対応することが必要になったところです。

そこで、今回この業務委託料として、実測に必要な経費と、自然科学分析に必要な経費を、この事業の予算内の組み替えとして、補正予算1,536万7千円を計上したものです。よって、3ページにあります事業費の総額、一番右側ですけども、総額の5,140万5千円、これについての増減はございません。

補正する予算の組み替えの元となる予算につきましては、雇用できなかった調査補助員の1名と発掘作業員2名分の会計年度任用職員の報酬であるとか、また天候不良で実施できなかった作業日数の減額分についての組み替えということになっております。

この業務委託組み替えを行うことで、補正前と補正後の予算額の変更はないということになっております。

それでは4ページと5ページの資料に質疑応答をつけておりますので、ここでご報告を申し上げます。

質問は能勢議員の1名からの質問でございました。

事業の内容と重複する部分もありますので簡単に報告をさせていただきます。まず、①人件費を委託料に組み替える必要が生じた理由を伺いますということで、これにつきましては社会教育課長より、当初は、調査補助員を1名、発掘作業員18名の雇用を計画しておりましたけれども、公募をかけたが応募者がなく、雇用に至らなかったということ。また、発掘作業員の雇用については、発掘現場の安全管理上、1名の調査員または調査補助員に対し、15名程度で作業することが望ましいとされておりますけれども、県との協議の結果、応募された16名での作業が可能となった。発掘作業に

おいては、想定以上の遺構・遺物が検出されたために、予算の組み替えが必要となったということで答弁をしております。

また②想定を超える遺物が出土したとありますがどのような物が、どれくらい出土したのかという質問に対しまして、今回出土した遺構は竪穴式住居跡で、遺物は土器、石器、黒曜石、炭化した木の実などが出土しております。出土品は当初の見込みでは、遺構1ヶ所、遺物40点でございましたが、現時点で遺構が8ヶ所、遺物が約200点となっておりますと答弁しております。

続いて③業務委託が必要となった理由についての質問に対しましては、当初の想定を超える遺構・遺物を検出したことにより、職員1名による遺構の実測等の業務が間に合わないことと、試掘の段階では確認されなかった自然科学分析を必要とする遺物が多数出土したため、業務委託での対応が必要となりましたと答弁しました。

また④委託業務の内容と自然科学分析の委託先についての質問に対しましては、測量業務は調査地周辺及び発掘現場の平面測量・ドローンを用いた3次元測量、遺構跡の実測、遺物の出土位置の特定を行います。また、自然科学分析は出土した遺物を科学的に分析し、遺物の年代や産地等の特定を行います。

委託先につきましては、県内で多くの実績があり、自然化学分析業務の指名願いを提出している県内の業者が1社のみであるということから、特命随意契約で委託する予定としておりますと答弁をしております。

以上が議案第1号の補正予算に関する質疑応答でございました。

報告を終わります。

中屋敷教育長 何かご質問等ありますでしょうか。よろしいですか。(はい)

それでは議案に入りたいと思います。

議案第4号 令和6年第2回市議会定例会（3月議会）の議決を経るべき議案の原案の決定について、説明をお願いします。

園田学校教育課長 議案第4号 令和6年第2回市議会定例会3月議会の議決を経るべき議案の原案の決定について、教育委員会の承認を求めるものでございます。資料は7ページになります。こちらが学校教育課の令和5年度の3月補正

予算でございます。すべて減額の予算要求となっております、合計
4,304万6千円の減額となります。

理由としましては、人件費や委託料などの事業費が見込みより少なかった
ことによるものでございます。

この総括表の中ほどから少し下にあります、小学校ICT教育推進事業費
と、下から4つめの中学校ICT教育推進事業費につきましては、予算要
求額が0となっておりますけれども、これにつきましては、財源として企
業からの寄附金を活用することになったため、財源の内訳を一般財源から
その他へ組みかえるものでございます。

続きまして、8ページをご覧ください。

こちらは学校教育課の令和6年度当初予算でございます。

学校教育課は、総額8億156万6千円の予算要求となっております。

この中で重点事業や令和5年度と比較して増減の大きいものなど、主なも
のについて説明をさせていただきます。

まず8ページの中ほどから少し下にあります、子どもの悩みレスキュー事
業費、717万3千円につきましては、513万8千円の増額となっております
が、これはスクールソーシャルワーカーを1名増員したことによる増額と
なっております。

また、上から8段目の適応指導教室運営事業費につきましては、目的や対
象がほぼ同じであるということで、この子どもの悩みレスキュー事業費に
事業の統合をしております、このことにより増額となっております。

次に、下から5段目の学校と地域の未来創生事業費、75万4千円ですけれ
ども、市内の小・中学校において、施設の老朽化や児童生徒の減少に伴う
教育環境の整備を検討するための会議を設置しまして、今後の市内の学校
施設の整備について協議するための経費として、委員謝礼金や視察研修旅
費を要求しております。

次に、下から3段目の、スクールバス運行事業費（臨時）447万1千円です
けれども、こちらは現在、須木鳥田町地区の児童生徒3名につきましては、
運転士を除く、乗車定員が4人のスクールカーで須木小・中学校へ通学を
しております。

しかし、令和7年度に児童生徒数が5人になる見込みでございまして、現在のスクールカーの乗車定員を超えることと、購入から20年以上経過しており、老朽化していることから、新たなスクールバスを購入するものでございます。

次に9ページをご覧ください。

中ほどから少し下にあります、小学校教育振興費（臨時）4,213万円ですけれども、3,529万7千円の増額となっております。

こちらは4年に1度、教科書改訂がありますけれども、令和6年度が小学校教科書の改訂初年度となりますので、教師用の教科書や指導書を一括購入することによる増額となっております。

また、このページ以降にあります、小学校管理費と中学校管理費の配分経費、それから小学校教育振興費と中学校教育振興費の配分経費につきましては、今年度から須木分室、野尻分室の事業の一部を学校教育課に統合したことによりまして、これまで小林地区、須木地区、野尻地区で事業を分けていたものを、来年度から1つに統合をするものでございます。

次に10ページをお開きください。

下から2段目の幼稚園運営管理事業費につきましては、野尻幼稚園の閉園に伴い事業費としては0となっております。

学校教育課は以上です。

久保田社会教育課長 続きまして、社会教育課のご説明を申し上げます。

資料は11ページをお願いいたします。まず、3月補正予算でございます。

社会教育課におきましても、すべて減額補正となっております。

内容といたしましては、人件費の見込み減によるものと、入札等によりまして執行残がでたものを今回減額させていただきます。

上から3段目、森永記念館管理事業費が、その他のマイナス120万円とありますが、森永記念館の喫茶室の方が、令和5年度の利用団体が特定できなかったことによって利用料の減が見込まれますので、今回歳入の減額をさせていただいているところでございます。トータルの319万6千円の減額の予算要求をさせていただきたいと考えております。

続きまして、令和6年度当初予算につきましてご説明を申し上げます。

資料が 12 ページになります。

大幅な変更の事業は今年度についてはございませんが、中程にある TENAMU ビル交流スペース運営事業費でございますが、2,629 万 8 千円ですが、こちらにつきましてはこれまで随意契約で業務委託を行っていましたが、次年度につきましては、公募型のプロポーザルによって業者選定をしたいと考えておりますので、現在準備を進めているところでございます。

次に中程下段、公民館管理費でございます。1,366 万 7 千円でございますが、こちらが 295 万 3 千円の増額となっております。

こちらが今、公民館に機械及び警備員を配置して、夜間及び土日警備しておりますが、今回増額の見積もりが出ておりますので、予算の方を増額で要求しているところでございます。

次に、その 3 つ下、文化会館自主事業費 530 万 4 千円ですが、マイナス 106 万 6 千円となっております。こちらにつきましては、文化会館で行っている自主事業が、これまで宝くじの公演事業であったり文部科学省の補助事業を活用したりしておりますので、一般財源で対応するものを 100 万円ほど減額して、より費用負担の少ない事業で来年度は取り組むということで今回減額をさせていただいております。

最後になりますが、一番下、本城原第 2 遺跡発掘調査事業費でございますが、予算要求が 2,410 万円ということになっております。

こちらについては、今年度現地調査、発掘調査の方が終了いたしますので、次年度につきましては、出土した遺物、遺構の調査と、あとは復元作業とか、そういった部分で業務の方を進めていく計画になっております。

当該事業につきましては、令和 6 年度が遺物、遺構の整備をして、令和 7 年度に報告書を作成して一応事業が完了ということで、あと 2 ヶ年かかる事業となっております。

以上でございます。

山内スポーツ振興課長 続ましてスポーツ振興課です。資料は 13 ページをお開きください。

スポーツ振興課につきましてもほぼ減額補正ですが、減額の理由としましては補助金の減、人件費の減となっております。

一番下の学校給食物価高騰対策事業費について説明をさせていただきますが、この事業は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当し事業を行っているところですが、物価高騰に目途が立っていないことで、各給食センターとも食材の仕入れに苦慮しているところです。

本来この交付金は、令和5年4月分から2月分までしか利用できませんので、このことを考慮しまして、3月分を未来まち創生基金を繰り入れして86万円を各給食センターへ補助するというふうにさせていただいたところであります。

続きまして14ページ、全体的な見直しを行い変更点があったところを説明させていただきます。

5段目、社会体育施設整備事業費につきましては、永久津地区体育館のLED化の設計委託をするものであります。あと、須木地区体育館の屋根改修工事を行う予定としております。

7段目、都市公園スポーツ施設管理事業費（臨時）ということで、ここにつきましては陸上競技場を3種公認の陸上競技場を維持するために、投てき用の囲いネットの購入、棒高跳び用のマットの購入が義務とされていますので、それを購入したいと考えております。

8段目、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会準備事業費は、国スポ準備室を作る予定となっておりますので、そのための予算を計上しているところでございます。

9段目、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会施設整備事業費ということで、先日報告させていただきました視察の結果によって、測量設計を計上する予算とさせていただいております。

それから下から2段目、てなんど小林学校給食応援事業費ということで、半額費補助を今年度もしておりますが、来年度もさせていただく予定としております。

最後に一番下の学校給食物価高騰対策事業費ということで、今年度につきましては補助率が7%のところを8%へ変更して各給食会へ補助を行うということで計上させていただいております。

以上です。

中屋敷教育長 前回、SSWを増員して欲しいとの意見が出ておりましたが、1人が2人になるかもしれません。よかったです。

大部園教育長職務代理者 7ページの特別支援教育事業費の2,107千円の減額ということですけど、ここをちょっと教えてもらえますか。

園田学校教育課長 こちらの減額が大きいですが、やはり会計年度任用職員の非常勤講師の人件費の部分が、当初予定していたよりも出勤日数の関係で見込みより減額となっている状況です。人件費は期末手当等も含まれていますので、金額的には大きくなっていますが、単純に見込みより日数が少なかったということです。

中屋敷教育長 ほかにございませんでしょうか。(はい) それではお諮りします。

議案第4号については、原案どおり承認してよろしいでしょうか。(はい) ありがとうございます。承認されました。

続きまして、議案第5号 小林市立小中学校文書取扱要領の一部改正について説明をお願いします。

園田学校教育課長 それでは15ページをお開きください。

議案第5号 小林市立小中学校文書取扱要領の一部改正について、教育委員会の承認を求めるものでございます。

こちらにつきましては、令和3年度から県で統一された宮崎県統合型校務支援システムが導入されておりまして、本市でもこの統合型校務支援システムを活用して、教職員の業務を各学校でも行っております。

このシステム導入によりまして、学校内での文書事務のあり方が大きく変化したことから、県において市町村立小中学校文書取扱要領というものがありまして、そちらの改正案が作成されました。

そのため、県の改正案に合わせて、本市の小中学校文書取扱要領の一部改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、39ページをお開きください。

こちらが改正の新旧対照表になります。右が現行の要領、左が改正後の案になります。

多くの部分を今回改正しておりますけれども、主な改正内容としましては、まず、この統合型校務支援システムでの文書事務の処理の方法、それから

電子文書の取り扱いに関する内容を追加したものになります。

また、53 ページをご覧ください。

こちらは、文書保存期間標準区分表になりますけれども、53 ページの下から7 段目、左側になりますけれども、理科薬品台帳、保健薬品台帳の保存年限の部分を追加しております。

理由としましては、今年度の学校監査において、理科薬品台帳の整備がされていない学校がありましたが、この理科薬品台帳の整備については、県の薬品管理の手引きにも明記がされていなかったことから、適正な台帳管理を行うために、本市の文書取扱要領に追加するものでございます。

簡単ですけれども説明は以上です。

大部 菌教育長職務代理者 分からないのでちょっとお尋ねですけど、今、紙から電子に移行していますが、もし、例えば小林市で大きな災害が起きたときに、紙ベースで残していくものはあるのでしょうか。両方残すのか、それとも電子文書だけでも、中だけで残すのか。災害対応のことは考えてらっしゃるのかなと思いました。

園田 学校教育課長 電子化が進んでいくと、紙はなくなっていく方向になると思いますが、それがクラウド化といって、1 ヶ所に集めて情報を管理できるような形になっていけば、1 ヶ所が被災しても情報として残る部分があると思うんですが、多分この校務支援システムは県で統一されたシステムになりますけれども、小林市内の各学校の情報がすべてクラウド化されているかというところまでは、もしかしたら進んでいないかもしれません。今、いろいろな課題点を各自治体から出し合いながら、いい形に作り上げていくように改善していておりますので、そういった災害対応というところも、今後、課題としてあげていきたいと思います。

中屋敷 教育長 そのところはまた県の方に確認してください。多分、災害が起きて駄目になるということはないと思います。

よろしいですか。(はい)

それではお諮りしたいと思います。

議案第5号については、原案どおり承認してよろしいでしょうか。(はい)
ありがとうございました。承認されました。

続きまして、議案第 6 号 小林市立小・中学校における食育推進委員会設置要綱の一部改正について、説明をお願いします。

山内スポーツ振興課長 議案第 6 号 小林市立小・中学校における食育推進委員会設置要綱の一部改正について、教育委員会の承認を求めるものであります。

70 ページに新旧対照表を載せてあります。

改正後が任期を 1 年としまして、現行の委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とするを削除するものであります。

改正理由につきましては、異動等により委嘱する団体及び委員の変更が生じるためでございます。以上です。

中屋敷教育長 ご質問等ありませんでしょうか。よろしいですか。(はい)

それではお諮りしたいと思います。

議案第 6 号については、原案どおり承認してよろしいでしょうか。(はい) ありがとうございます。承認されました。

続きまして、議案第 7 号 小林市における指導要録上の出席扱い要件等について、説明をお願いします。

田村教育指導監 それでは資料の 71 ページをご覧ください。

小林における指導要録上の出席扱い要件等について、教育委員会の承認を求めるものであります。

72 ページをご覧ください。まず、1 の出席扱い要件について、現在、不登校児童生徒が学校の施設に通い指導要録上出席扱いとなっているのは、この(1) 小林市が設置する適応指導教室「ふれあい学級」に通っている場合のみであります。それに加えまして、(2) 不登校児童生徒の社会的な自立を目指し、自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう、個別指導等の適切な支援を実施している民間施設等に通っている場合についても、指導要録上出席扱いにしたいと考えております。

なお、(2) の要件につきましては、学校長と学校教育課で十分な連携をとって判断することとしております。

2 指導要録の記入についてをご覧ください。

校長が、上記 1 の要件を満たし、指導要録上出席扱いとした場合に、指導要録への記入について示したのになります。

(2) にありますとおり、民間施設等における学習の計画や内容が、その学校の教育課程に照らし適切と判断される場合には、当該学習の評価を適切に行い指導要録に記入することとしております。

73 ページをご覧ください。手続きのフロー図になります。

教育委員会は、学校から相談等を受けた場合に、右側の黒い四角囲みの中に⑤、⑥とありますが、ここにありますとおり、民間施設等の調査、それから情報収集等を行いまして、学校に情報を提供いたします。

学校長は、真ん中の赤い囲みの⑧にありますとおり、様々な情報を整理しまして、出席扱いとするか、総合的に判断するという流れになっております。

74 ページをご覧ください。

不登校児童生徒が、民間施設等において相談指導を受ける際に、保護者や学校、教育委員会として留意すべき点をまとめたガイドラインになります。

3 行目にありますとおり、民間施設等はその性格、規模、活動内容等が様々であるため、相談・指導が個々の児童生徒にとって適切な支援となっているかどうかについて、下の 1 から 7 に示した事項を参考にしながら、各施設における活動を総合的に判断しまして、学校長が出席扱いとすることとしております。以上でございます。

中屋敷教育長 その他のところで、先月フリースクール「タテヨコナナメ」のところを預かっていますけれども、それに関わるような内容です。フリースクールにどう対応するかということを、今説明があったところです。

楨委員 今、どのような施設に何名ぐらい通っていますか。

田村教育指導監 申し訳ありません。正確な数字はここで持ち合わせていないんですけども、現在のところは、基本的にはこのふれあい教室に通っている児童生徒がほとんどです。ただ一部、細野のまちづくり協議会で開設しております学級の方に通っている生徒等もいますので、できればこの条件に満たした子どもについては、出席扱いができるような流れを作っていきたいと考えているところです。

楨委員 今後、やはりこういう児童生徒が増えたりして、きちんと作っていかな

いと、どこに何をどうしていいか分からなかったり、これについてまた保護者がどのような意見だったり考え方まで含んでいかないと大変なことになるんじゃないかと感じたところです。

中屋敷教育長 いろいろ新聞等でも延岡の学びの多様化学校とか、延岡、都城も南九州大学とタイアップしてとかあります。

小林もフリースクールというのができる可能性がありますので、それに前もって準備をしておこうと、こういう条件だったら、出席を認めていこうというような案です。

先ほど説明があったように、いろんな情報を集めますが、最終的には校長が判断するということになります。宮崎市も延岡市も都城市も同じだと思います。

大部菌教育長職務代理者 ICTを例えば自宅において学習した場合の、指導要録上の出席扱いというのは考えていらっしゃいますか。

田村教育指導監 今後については、そこも含めて検討していかないといけないものだと認識してるんですけども、現在のところはICTを使って出席扱いにするというところまでは、まだ規定はしておりません。

中屋敷教育長 それが次のステップなんですね。これはあくまでも学校復帰を目指しているんですけども、部屋も出てないとなってくると、今言われたようにオンラインしかないの、それを今度は導入していくというようなことになるんですけども、そこまではまだいっていないということです。ただ、それをやっていないのかとなると、各学校工夫しながらやってはいるんですが、それを出席扱いにするかどうかという基準がまだ設けてないということです。そこは整備しないといけないところだと思います。

楨委員 何かよくよく考えると、学校に来てそこで学ぶのと、家でそういうのは人間教育というか、人としての成長とかいろんなものに対しての、今後、また考えなきゃいけないときが来るんじゃないかなというのをとても感じるんですけど。

中屋敷教育長 おっしゃるとおりですが、国としては学びの多様化、つまり、どこでも学べる場を作らないといけないというのが基本的なスタンスなので、言

われるのは集団で育まれる社会性とかそういうことを言われてるんだと思いますが、確かにその部分はあるかもしれませんが、もう、それのみを言うことは今できなくて、要するに引きこもりですね。そういう子に学習の場を与えないと、これから先はいけないというのが基本だと私は解釈しています。難しい問題だと思います。

大部菌教育長職務代理者 このガイドラインですが、3の相談・指導の在り方の(2)の後ろの文章がちょっと言葉が抜けている部分があるかなと思ったんですけど。最後の方ですが、面接や試行期間を行うなど、不登校児童生徒の状況に応じた適切に行われていることとあるので、何が適切にというところが抜けているのかなと思います。

田村教育指導監 修正します。

大部菌教育長職務代理者 あと、2の事業運営の在り方と透明性の確保についてで、(2)の授業料(月額・年額等)とありますが、もしかしてそういう施設が入会金を取るところがあるかもしれないなとふと思ったんですけど。

田村教育指導監 おっしゃるとおり、そういうフリースクールもあると思いますので、一応ここで授業料等ということで、そこも含ませていただいております。

廣崎教育委員 私が思ったのは、学校と家庭、保護者と協力してということだったんですけど、不登校の理由の1つに、やはり家庭環境も最近は含まれてると思います。子どもに学ぶ意欲があっても、学校に行きたくて行けない家庭の事情、そういう子どもたちを救済するようなことも入れていただけるといいかなと思いました。

田村教育指導監 ありがとうございます。委員がおっしゃられたのは、もう国も多分課題として揉まれていることで、今日お示したのはあくまでも、民間施設等に通った場合に出席扱いする予定ですので、今委員が言っていただいたことはとても大事だと思うので、教育委員会だけではおそらく難しいので、今は重層的な支援を充実させるということは言われていますので、引き続き部局とも連携をして、そのあたりは丁寧に進めていきたいと思っています。以上です。

中屋敷教育長 ご質問等ありませんでしょうか。よろしいですか。(はい)
それではお諮りしたいと思います。

議案第7号については、原案どおり承認してよろしいでしょうか。(はい)
ありがとうございました。承認されました。

それでは、次回開催予定をお願いします。

池北調製職員 次回の開催につきましては、臨時会を3月13日、午後3時30分から、市役所3階 第3会議室で開催予定です。また、定例会につきましては、3月21日、午後3時30分から、市役所3階 第3会議室で開催予定です。

中屋敷教育長 以上をもちまして、本日の定例会をこれで終わります。お疲れさまでした。

閉会 17:05